

伊方発電所3号機 運転上の制限の逸脱および復帰について

通常運転中の伊方発電所3号機（定格電気出力89万キロワット）において、7月18日、4台ある海水ポンプのうち、3C（運転中）の軸受潤滑水およびモータ冷却水を供給する系統（以下、「通常系統」という。）の流量が低下したことから、念のためバックアップ系統からも給水し、海水ポンプ3Cの運転を継続しました。

当該流量の低下については、海生生物の付着等の可能性が考えられたことから、3Cおよび系統を共有する3D（待機中）の通常系統の一部の配管清掃を実施することとし、当該清掃に先立ち、7月21日8時59分、3Cおよび3Dの通常系統からの給水を停止しました。これに伴い、保安規定に定める運転上の制限^{*}を満足しない状態にあると判断しました。なお、通常系統からの給水停止後も、バックアップ系統からの給水を継続していました。

その後、当該配管の清掃を実施した結果、海水ポンプ3C、3Dの通常系統の流量回復を確認しました。これにより、7月21日18時5分に運転上の制限を満足していることを確認し、通常状態に復旧しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。

※保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数等を「運転上の制限」として定めており、海水ポンプは、プラント通常運転中に2系統（3A、3Bポンプおよび3C、3Dポンプ）が動作可能であることを求めている。

（参考）

○海水ポンプ

1次系のポンプや非常用ディーゼル発電機等の冷却水を熱交換器を介して冷却するための海水を送水するポンプ。海水ポンプは4台設置しており、そのうち2台を運転し2台を待機状態としている。

○潤滑水

海水ポンプ軸受部の過熱を防止し、ポンプの回転を円滑にするために供給している海水（冷却水）。潤滑水系統からは軸受潤滑水の他、モータ冷却水にも供給している。

以 上

(原子炉補機冷却海水系)

第67条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉補機冷却海水系は, 表67-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。

(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 海水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。

(3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 海水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合, 切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

3 当直長は, 原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表67-2の措置を講じる。

表67-1

項 目	運転上の制限
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること

※1：原子炉補機冷却海水系が動作不能時は, 第84条(表84-7)の運転上の制限も確認する。

表67-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

※2：運転中のポンプについては, 運転状態により確認する。